

**NIJオープンフォーラム2023 (RDMトラック 2023/5/30)**  
**大学における研究データ管理お悩み相談**  
**Slido 質問と回答**

※当日、会場にて回答した内容については、録画映像をご確認下さい。

質問	回答	担当
<p><b>【3】研究データ管理関連の基準、学内規則、ガイドライン等</b>研究データガイドラインは部局ごとに作成するのですか？それとも研究プロジェクトごとですか？</p>		(会場)
<p><b>【3】研究データ管理関連の基準、学内規則、ガイドライン等</b>名大の方に質問です。「名古屋大学の秘密情報管理①レベルに応じた管理」において、情報格付けを行う人と承認する人(組織)はそれぞれどういった方になるのでしょうか？事例が累積してくると判断は容易になると思われませんが、おそらく始まったばかりと思えます。今はどのように判断されていますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「等級指定のフローチャート」(資料p9)を参考に、等級分けを行います。</li> <li>・以下が名古屋大学のガイドライン上のルールです。</li> <li>レベル1:教職員等は、レベル1と判断した秘密情報の場合は自ら指定し、秘密情報管理責任者(研究リーダー・教授クラス)へ報告する。</li> <li>レベル2:教職員等は、レベル2と判断した秘密情報の場合は、秘密情報管理責任者に届出を行い、秘密情報管理責任者はレベル2と指定する。</li> <li>レベル3:教職員等は、レベル3と判断した秘密情報の場合は、秘密情報管理責任者に届出を行い、レベル3と秘密情報管理責任者が判断したものは、秘密情報統括責任者に届出を行い、統括責任者は等級(レベル1、レベル2又はレベル3)を指定する。</li> <li>・実際は、レベル2以上は、営業秘密となるため、企業から情報開示先・開示記録の指定がある、会社側の管理状態が営業秘密の管理レベルに達している、管理のための設備などの費用を企業側がもてる等の要素からフローチャートに従って判断しています。</li> <li>・本ルールは、平成29年度、30年度に、文科省の産学官連携リスクマネジメント事業のなかで構築したもので、今後、学術データ基盤整備との関係ではバージョンアップが必要となるだろうと思っています。</li> </ul>	松原(名古屋)
<p><b>【3】研究データ管理関連の基準、学内規則、ガイドライン等</b>名大の方に質問です。「産学連携におけるリスクマネジメント2 近時のTOPIC「研究インテグリティ」」において、どのように運用をされているのでしょうか。研究データを海外に出す際に研究インテグリティを所掌する委員会を通すのかな、と単純に思ったのですが、分野や部局等いろいろ方法がありそうな感じがしましたので質問しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究インテグリティの体制・運用は準備されている大学等が多いとの認識です。</li> <li>・名古屋大学では、①透明化(情報開示)②その情報に基づいたマネジメントの二つと考え、①の透明化(情報開示)を進める方針としました。現状の利益相反の自己申告を改訂し(9項目の申告を18項目まで拡大)、一部、人事、外部資金データからのデータ連携し効率的な情報開示を目指しました。</li> <li>・名古屋大学は、体制構築を検討中です。おっしゃるように委員会組織を構築し、既存の輸出管理、利益相反、人事等の部署と適切にマネジメントを実施する方策を考えています。</li> <li>・分野や部局について、研究インテグリティの観点から検討は進んでおりませんが、研究インテグリティにより配慮すべき利益相反・責務相反のリスクでは、医学系は過去の事件の経緯から厳しいです。</li> </ul>	松原(名古屋)
<p>8) 研究データ基盤の整備 研究者単位や部局単位などで研究データを管理していると思われませんが、大学として、一元的なデータストレージを長期的に運用していく方がよいのか、など、研究データ、特に、電子データの保管方法についてどのように検討・実施しているか伺いたい。研究者単位の場合、大学契約のクラウドストレージ以外での保管も考えられるが、状況の把握方法についても伺いたい。</p>	<p>京都大学の例では、学内での研究データ保存に関連するアンケートを実施し、大学として用意して欲しい基盤に対する要望などを調査し、その結果に基づいて検討しています。</p>	渥美
<p>Gakunin RDMは、国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システムを構成するデータ管理基盤であるにもかかわらず、現時点でWEKO3でのデータ公開の部分の連携はされていないと思います。令和6年度科研費から、DMPの作成が必要となり、研究者が研究データの公開等について決定する必要がありますが、その際に公開基盤がないのでは、作成が難しいです。連携時期の目途について詳しく教えてください。またGakuNin RDM上からどのようにWEKO3で公開できるようになるのか教えてください。</p>		(会場)
<p><b>【6】研究データの共有・公開</b>Gakunin RDMは、国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システムを構成するデータ管理基盤であるにもかかわらず、現時点でWEKO3でのデータ公開の部分の連携はされていないと思います。令和6年度科研費から、DMPの作成が必要となり、研究者が研究データの公開等について決定する必要がありますが、その際に公開基盤がないのでは、作成が難しいです。連携時期の目途について詳しく教えてください。またGakuNin RDM上からどのようにWEKO3で公開できるようになるのか教えてください。</p>		(会場)
<p>GakuNin RDMでは、研究者が機関を異動する場合、機関利用(学認利用)とOpen IdP利用のそれぞれで、どのような流れになるのでしょうか？</p>	<p>研究者が機関を異動する場合につきまして、学認参加IdPやOpenIdPによらず、別機関のIdPでは別のGakuNin RDMアカウントでの新規利用になります。プロジェクトの移行につきましては、異動される前に、GakuNin RDMのプロジェクトを機関で定められた部署・担当者へプロジェクトの管理権限を移管した後、定められた手続きに即して異動先のアカウントを当該プロジェクトへ追加することで、再アクセスできるようになります。なお、組織間で研究データの移管につきましては、所属機関の研究データポリシーを遵守していただければ幸いです。</p>	船守(込山)
<p><b>【5】研究データ管理</b> 皆さんへ)研究者にとって研究データ管理を進める動機として、研究上の必要性がある、というのが健全な感じがしますが、そういった分野は放っておいてもRDMを実施しています。これに対して、義務としてDMPを書く必要性からRDMを進めるといふのはちょっと動機として弱い感じもします。組織や研究者がRDM実施にむけて、その障壁を下げる努力を種々やっているのですが、それぞれのお立場からどのようなことが重要だと思いますか？</p>		(会場)

**[6] 研究データの共有・公開**

論文ではゴールド等種々問題があり、データでは同じ轍を踏みたくない、というのもRDM推進の動機としてあると思います。ただ、データを公開するとすると、研究者としては、同業者に先を越されないかとか個人情報関連で訴えられないか等々、心配が多く、どうしても論文とくらべると後回しとなりがちです。このデータ公開の困難回避に関して、組織としてこういうふうに行っている・検討しているとか、研究者としてこう進めている、また、法律の専門家としてどう云う風にやると良いかだとか、システム的にこういう機能で回避できないか、だとか、ご自由に意見をお願いします。

まず大前提として、研究データの公開が求められているといっても、全ての研究データの公開が求められている訳ではありません。研究データには個人情報や国家・産学連携等による機密情報、研究競争の観点から秘匿すべき情報などがあり、第6期科学技術・イノベーション基本計画においても「オープン・アンド・クローズ戦略」という表現で、それを許容しています。そのような、最低限秘匿すべきデータを秘匿した上で、「可能な限り多くの研究データの共有・公開」が求められています。逆に言えば、そのような留保条件があるため、これを隠れ蓑に、研究データの共有・公開に消極姿勢をとることは可能です。そのような前提の上で、研究データの共有・公開を進めるので、共有・公開のメリットを見いだせる場合に、共有・公開を進めることとなります。研究者にとってのメリットは、公開した研究データを通じて共同研究や論文引用に繋がることで、一部の研究者は戦略的に、(自身が当該研究データを利用し尽くしたら)共有・公開をしています。一方で、大学にとっては、自大学の研究データが共有・公開されることにより、大学の研究の広がりを社会に示せたり、より多くの共同研究・産学連携に繋げたり、また、透明性を高めることにより研究不正の発生を抑制することができたりします。このため、(研究者の自由意思以上に)大学として戦略的に共有・公開を促進することができます。そのような戦略を採る場合、大学は例えば、教員評価において研究データの共有・公開を評価すること、あるいは、研究データの共有・公開の支援体制を提供することにより、研究データの共有・公開を促進することができます。システムとしては、研究データ管理基盤GRDMから研究データ公開基盤(機関リポジトリ)に送り出す機能ができると、メタデータの入力負担を最小化できます。法的には、個人情報が含まれれば個人情報保護法の遵守は当然に求められますが、研究活動に伴う例外もありますので、どのような根拠で不特定多数の第三者に個人情報(個人データ)を提供するかの精査が必要です。知的財産法との関係では、著作権が発生しているデータ(データベース著作物や編集著作物を含む)であって、自分(自法人)以外に著作権が存在しているのであれば許諾内容の検討が必要で、自分に著作権が存在している場合にはどのように許諾するかを考える必要があります。産業財産権との関係では、特許を取得するの、公開するの(狭義のオープン・クローズ戦略)の検討は当然に必要でしょう。これらの法令はいずれも専門家なければ検討は困難ですので、適切な専門家にご相談下さい。なお、国においては別の文脈から、「2025年度新規公募分から、学術論文等の即時オープンアクセス」を検討しており、これには研究データも含まれる可能性があるもので、どのように促進するかについて、それほど悩まなくても良くなるかもしれません(このような義務化は、それはそれで大変ですが)。以下、スランプ5参照。

船守(板倉)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20230525/siryo1.pdf>

**[1] 研究データ管理体制**学内の研究データ管理体制を整備するにあたり、まずは何から手を付け、どのような手順、観点で進めていけばよいでしょうか？ また、押さえておくべきポイントなどがあれば教えてください。

研究データ管理体制については、それぞれの大学のポリシーや、規模なども考慮しながら整備していくことになると思いますので、画一的な手順があるというわけではないと思います。まずは、学内でのコアメンバーを決めることがスタートになるかと思いますが、コアとなるメンバーで、AXIESの「学術機関における研究データ管理に関する提言」などを参考に、取り組むべき事項について列挙してみることで、その先の展開が見えてくるのではないかと思います。慶應義塾大学では、学内の研究推進を検討する「研究連携推進本部」に、教職一体型のRDM-TF(4名)を作り、そこで、取り組むべき事項とスケジュール感をまとめ、やがて、「研究連携推進本部」に「研究データ管理部門」を設置し、部門長を中心に徐々に取り組みを拡大してきました。進めていく中で学内の関連部門(図書館、情報基盤センター)を巻き込んでいくという方式をとっています。もちろん、最初から関連する部署をメンバーとして集めるやり方もあるでしょう。押さえておくポイントとしては、構成員である教員・研究者に常に情報を流し、当事者意識をもっていたことが大事ではないかと思っています。そのためには、研究データ管理に関するアンケートの実施なども効果的でしょう。

金子

**[2] 研究データポリシー**ポリシー策定にあたり、管理の対象となる研究データ及び研究者の範囲を定めることが必要ですが、その範囲を決める基準やポイントがあれば教えてください。

機関として管理する研究データについては、4.1条をご確認下さい。「機関において実施される研究課題に関する研究データ」を管理対象とすることで、機関が責任をもって管理する範囲を、機関が契約等として受けた研究課題の範囲内としています。これに対して、6.3条では「研究データの管理・公開の範囲及び方法は研究者が裁量をもってこれを定めるとすることで、研究者の自由裁量を許容しています。やや相反する内容ですが、特定の研究課題において扱う研究データはあまたあるのに対して、その中でどうしても(例えば研究公正・再現性の観点から)保持・管理すべき研究データや共有・公開すべき研究データは限定的であるため、かつ、その限定的な範囲を決めることができるのは研究者のみのため、このようにしています。

船守

**[3] 研究データ管理関連の基準、学内規則、ガイドライン等**研究データ管理関連の基準(公開、非公開、時限非公開の区分等)の判断基準は、どのような観点で設定すべきでしょうか？ 大学ICT推進協議会作成の「大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン」では、原則として研究者が選択することと記載されていますが、各研究者の裁量に任せるべきでしょうか。それとも一定のガイドラインを組織として設定すべきでしょうか。組織として設定する場合、どのようなものを参考としたら良いでしょうか。参考例があれば教えてください。

参考例として、慶應義塾大学で作成した、公開ガイドラインをご案内いたします。慶應義塾大学では、ポリシーにおいて「可能な限り公開することを掲げておりますので、「どうやったら公開できるか、制約がある場合にはどのような対応が考えられるか」という観点で、公開ガイドラインをまとめております。  
<https://www.research.keio.ac.jp/rdm/files/2023/6/1/1baa9b649f5e423cbce0762306324c76.pdf>

金子

**[4] 研究助成機関の求める研究データ管理計画(DMP)]**データ管理計画作成ツールで効果的と思われるものがあれば、参考として教えてください。

国内の研究助成機関は、一部の研究費助成事業において、採択された研究者に対して、公的資金によって得られた研究データの研究データ管理計画(DMP)の提出を求めています。しかしながら、現状では、大学向けのDMPツール(国内の研究助成機関の個別DMPの作成に対応した研究者向けの入力補助ツール)で全国的に統一された標準的なものはまだ存在していません。日本では、標準的な国際標準にも資するDMPツールを整備することを目的として、研究助成機関のDMP作成を支援するDMPツール(内閣府指定の「共通メタデータ項目」の登録機能)をGakuNin RDMM上で提供しています。さらに、海外ではDMPをより積極的に活用するため、「machine-actionable DMP」というコンセプトが提唱されています。研究活動および研究データ管理においてDMPを活用できるようなメカニズムの構想も進められています。国立情報学研究所(NII)では、この国際標準のコンセプトにも入れつつ、DMPに沿った研究データ管理を自動的に支援するシステムとして、NII Research Data Cloud(NII RDC)でのデータガバナンス機能の開発を進めています。詳細は、NII Open Forum 2023におけるGakuNin RDMMラックでのデータガバナンス機能の資料をご参照いただければ幸いです。

船守

**[5] 研究データ管理**研究データを管理する上で、研究者との協力体制の構築は必須と思いますが、研究者と支援者(事務、URA等)との役割分担や研究者への意識付けなど体制構築についてどのように進めていけばよいでしょうか。

支援者間での体制構築は、RDM推進のための実施項目と関係部署を整理し、そのための推進チームを形成するトップダウンでの進め方が考えられます。整理のために、例えば、AXIES-RDM部会が提供する一覧表が役立ちます(<https://rdm.axies.jp/sig/57/>)。また、研究者との実施体制については、ガイドラインの作成と運用することも重要ですが、一方で、学内の部署と個別に推進するボトムアップなアプローチが効果的かもしれません。例えば、特定の研究所との間で先進事例を形成し、それを学内に展開する、あるいは、部局の教授会等でFDを開催するなどです。

松原(名古屋)

**[6] 研究データの共有・公開**Gakunin RDMMやJAIRO Cloudと機関リポジトリについて、役割分担や関連性をどのように整理をしていけばよいでしょうか。

(会場)

**【7】研究データの利活用**研究データを利活用する際、条件等の設定はすべきでしょうか。また、条件設定の参考事例があれば教えてください。  
公開した研究データからの知的財産や研究成果の共有についての参考事例があれば教えてください。

条件設定について、参考までに、慶應義塾大学の公開ガイドラインをご紹介します。慶應義塾大学では、ポリシーにおいて「可能な限り公開する」ことを掲げておりますので、「どうやったら公開できるか、制約がある場合にはどのような対応が考えられるか」という観点で、公開ガイドラインをまとめております。  
<https://www.research.keio.ac.jp/rdm/files/2023/6/1/1baa9b649f5e423cbce0762306324c76.pdf>  
公開した研究データからの知的財産、研究成果の共有については、参考事例ではありませんが、考え方として、公開する際に、なんらの制限を設けず、誰でも利用可能な状態であれば、公開情報とみなすことができると思いますので、それをういた研究・発明については、特に権利処理は発生しないと考えられます。他方、公開になんらかの制限を設けている場合であれば、たとえば「データを再利用する際には、別途協議が必要」というような利用条件を課すことで、権利に関する契約を取り交わすことなどもできると思います。

金子(船守)

**【8】研究データ基盤の整備**学認LMS(研究データ管理サービス)の設計と実践(第2版))では、学内研究者へのニーズ調査及びインタビュー調査の項目について事例が掲載されていますが、掲載事例以外に調査すべき項目があれば教えてください。

詳細なアンケート及び、インタビュー内容については、それぞれ以下のテンプレートがAXIESと国大協から出ておりますので、参考にされると良いかと思います。特にアンケートについては、AXIESのアンケート内容を網羅してあれば、英訳もあり、また、他大学の動向との比較が容易になるというメリットもありますので、お勧めです。  
<https://rdm.axies.jp/sig/24/>  
<https://www.janul.jp/ja/news/20200615>

元木

**【10】その他**地域連携ネットワークを構成する大学以外の研究者への広げ方の例があれば教えてください。

大阪大学・大阪府立大学・奈良工業高等専門学校で機器共用に関する連携を目的とした阪奈機器共用ネットワークを設立しています。大阪大学が文部科学省「先端研究基盤共用促進事業(研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム:SHARE)」に採択されたことがきっかけに設立されました。それぞれの機関しか所有していない機器の共用だけでなく、日々の学術研究に利用される先端研究機器、それを操る研究支援人材、高度な分析技術や分析経験といった研究リソースを、学校や機関の枠を超えて、相互に活かす合うことで、研究の効率化や高度化を図ることを目指しています。

甲斐

2)研究データポリシー 担当理事含め、研究者にとってなぜポリシーを策定してデータ公開しなければいけないのか、その重要性を認識できていないように感じます。研究者にとって、労力や費用をかけて行うメリットやインセンティブについて、どのように説明すればよいでしょうか。

(会場)

NIJ研究データポリシーと今後の進め方 全国展開の道筋 の資料を拝見し、「全国版ポリシー～」の存在と、その「策定・改良」ならびに「採用」について、今後各大学の協力が求められることを理解しました。質問者の機関はポリシー策定中ですが、独力での作成には限界を感じており、このままでは、DMPを作る研究者に対し「ポリシーはDMPの記載に関係してこないの10年保存ルールの方を見てください」と言うことになりかねないと感じていました。質問者の機関のような「策定前で悩み中」の状況だと、一旦ポリシーの策定はストップし、全国版への協力をすることが望ましいでしょうか？

(会場)

2)研究データポリシー 「NIJ研究データポリシーと今後の進め方 全国展開の道筋」の資料を拝見し、「全国版ポリシー～」の存在と、その「策定・改良」ならびに「採用」について、今後各大学の協力が求められることを理解しました。質問者の機関はポリシー策定中ですが独力での作成には限界を感じており、このままではDMPを作る研究者に対し「ポリシーはDMPの記載に関係してこないの10年保存ルールの方を見てください」と言うことになりかねないと感じていました。全国版への協力は前向きに検討したいです。質問者の機関のような策定前の状況だと、一旦ポリシー策定はストップし、全国版への協力を注力するのがよいでしょうか？

(会場)

研究データマネージャ(データキュレーター)を擁立する(だけの資金と人材の確保)検討を行われておられる組織はありますか。

(会場)

現状のNIJ研究データポリシーはどこで参照できますでしょうか。

現段階で最新のファイルは、NIJ-OF2023 RDMトラックの船守発表資料2にあります。  
[https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/rdm\\_1\\_2.pdf](https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/rdm_1_2.pdf)

船守

「学術研究・産学官連携の推進における研究データの管理と利活用」堀 様、石川様:名大さんの「シーズ検索システム」と機関リポジトリの連携がGood Idea!と思いました。P4「共同研究/産学連携:学術データはシーズの宝庫(特に非公開のもの...)」とありますが、非公開の学術データも、学内では入手可能なものでしょうか?どうやって入手・収集されているのか、支障なければご教示ください。

残念ながら、現在非公開の学術データは入手不可の状況です。非公開の学術データの保存場所の把握、アクセス権限の問題から、まだ利活用できておりません。

松原

GakuNin RDM や JAIRO Cloud (WEKO3)に期待はしている。一方、大学によっては、それらの利用ができないケースもある。そのため、DMRやメタデータの規格化/標準化やそれらをアクセスするためのオープンAPI化などによって、基盤によらないDMRの活用ができることを希望する。

(会場)

研究データポリシーは理念であって、実施するためにはより詳細な内規やガイドラインが必要とのことですが、内規やガイドラインは大学や機関一つではなく分野ごとまたは学部ごとに作成されるべきものでしょうか？

(会場)

**研究者のインセンティブとはどのようなものですか？最低限のレベルでやるやっつけ仕事のようなデータ管理ではなく、その後の利活用に繋がるような効果的なデータ管理をしたくなるようなインセンティブがあれば教えてください。**

研究データ管理(RDM)により研究者がいくつかの重要なメリットを得られるということを周知するとともに、船守組織あるいはRDM用システムがRDMを支援することが、研究者にとってRDMの実践へのインセンティブになると考えております。

RDMのメリットの一つは、研究者・研究グループ自身による研究データの利活用の効率が上がるということです。例えばメタデータの付与はデータの検索性の向上やデータの使い勝手の向上につながると考えられます。研究者がメタデータを付与する労力を軽減できるよう、GakuNin RDMはメタデータの付与を支援する機能を提供しております。このような機能を提供することで研究者のRDMへの敷居が下がると考えております。

研究公正やコンプライアンスを保ちつつ研究活動をしやすくなるというのもRDMのメリットです。この観点では、契約締結やライセンス処理、個人情報等のための研究倫理審査や情報提供同意書の処理などの「事務的な手続き」および関連書類の管理を組織あるいはRDM用システムが支援することがRDMの実践への敷居を下げるかと考えております。

さらに、RDMの実践によって自身の研究データの質が上がることで、自身を含む後続の研究でも利活用しやすくなるということが考えられます。これは長期的にみれば研究者の評価にもつながり、新たなコラボレーションを生む可能性もあります。そのような利活用・コラボレーション等の場を提供すべく、NIIはNII Research Data Cloudをアップグレードしていく所存です。

**【8】研究データ基盤の整備】 東北大学様へ質問です。「公開カタログ」は必要かつ重要なものと思います。GakuNin RDMや機関リポジトリとの関係でいうと、どのような位置づけ、ルートとしてどのあたりに設置されることを想定されているのでしょうか？**

ご質問ありがとうございます。公開以前のデータも網羅することを目指しておりますので、研究データ管理、GakuNinRDMに近いところでDMPやデータガバナンス機能の検証データから、研究データカタログが作成できれば、研究者の負担とならずに自然にデータ収集できると考えています。今後、GakuNinRDMの研究データガバナンス機能の機能評価試験に参加しつつ、フィージビリティの確認をしていく予定です。

元木